

只木ゼミ後期第 10 問検察反対尋問レジュメ

文責:4 班

- 5 1. 危険は「行為者の認識にかかわらず存在して」いる(弁護レジュメ 1 頁 26 行目)と述べているが、行為は主観と客観の統合体であり、主観面も結果発生の実害に影響を与えていることから、主観面(一般人が認識しなくても行為者が特に知っていた事情)も判断の基礎として考慮すべきではないか。
- 10 2. 刑法の行為規範性を考慮すれば、危険性の有無の判断は、特別の科学的知識を有する人々の立場からではなく、平均的な社会の一般人の立場に立って行われるべきであると思われるが、危険性の判断基準を「科学的一般人」(弁護側レジュメ 1 頁 35 行目)とする根拠は何か。
- 15 3. 弁護側は、複数の許諾権者の意思が対立する場合、許諾権者全員の許諾が必要であると考えているのか。
また、そうでないとするならば、誰か一人の許諾さえあれば、他の許諾権者が反対していても犯罪は成立せず、現在者の意思が不在者の意思に優先することになるが、その根拠は何か。